

記載例2

過去2年分に上場株式等の譲渡損失を繰越しており、本年分は上場株式等の譲渡益がある。所得税では繰越控除を適用するため譲渡益を申告し損益通算を行うが、市民税・県民税においては譲渡益について申告不要を選択する場合

- ・令和2年分 譲渡損失△100万円
- ・令和3年分 譲渡損失△80万円
- ・令和4年分 譲渡益200万円

※過去2年分の譲渡損失の申告を納税通知書が送達されるまでに申告している場合に限りです。

※申告不要制度を選択し、繰越控除額が所得税と異なる場合、翌年度以降も市民税・県民税の申告が必要になります。

6	上場株式等に係る 配当所得の課税方式	所得税と異なる課税 方式を住民税で選択 する場合	<input type="checkbox"/>	総合課税で申告する	上場株式等に係る配当所得金額を総所得に含めて配当控除、配当割額控除額の適用を受ける場合
			<input type="checkbox"/>	分離課税で申告する	上場株式等に係る配当所得金額を分離課税とし、配当割額控除額は受けるが、配当控除の適用を受けない場合
			<input type="checkbox"/>	申告不要を選択する	所得金額に含まれず、配当控除、配当割額控除額の適用を受けない場合
	会社名又は商品名	種別	収入金額	必要経費	配当割額控除額
		上場・一般・投信			年 月
		上場・一般・投信			年 月
		上場・一般・投信			年 月

単位(円)

7	上場株式等に係る 譲渡所得の課税方式	所得税と異なる課税 方式を住民税で選択 する場合	<input type="checkbox"/>	分離課税で申告する	上場株式等に係る譲渡所得金額を分離課税とし、株式等譲渡所得割額控除額の適用を受ける場合
			<input checked="" type="checkbox"/>	申告不要	所得金額に含まれず、株式等譲渡所得割額控除額の適用を受けない場合
			<p>所得税では譲渡益200万に繰越控除(△100万+△80万)を適用⇒課税所得20万、損失の繰越なし 市民税・県民税では譲渡益を申告不要⇒過去2年の損失(△100万+△80万)を使わずに繰越せる ※このような場合に所得税と繰越額が異なることになり、繰越控除を適用しない場合であっても翌年以降3年間、毎年申告書の提出が必要となります。</p>		
	取引先(金融商品取引業者等)		収入金額		
	金融機関名	支店名			
	金融機関名	支店名			
	金融機関名	支店名			

8	譲渡損失の生じた年分	前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額	申告年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額	申告年分で差し引くことのできなかった上場株式等に係る譲渡損失の金額
	申告年分の3年前分(年分)		上場株式等に係る譲渡所得金額から差し引く部分 分離課税配当所得等金額から差し引く部分	申告年分の3年前分の譲渡損失の金額を翌年以後に繰り越すことはできません。
	申告年分の2年前分(令和2年分)	1,000,000	上場株式等に係る譲渡所得金額から差し引く部分 分離課税配当所得等金額から差し引く部分	
	申告年分の前年分(令和3年分)	800,000	上場株式等に係る譲渡所得金額から差し引く部分 分離課税配当所得等金額から差し引く部分	800,000

【留意事項】

- ・市民税・県民税において申告不要制度を選択した上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等については、配当割額控除額及び株式等の譲渡所得割額控除額の適用は受けられません。
- ・上場株式等に係る譲渡所得等について、源泉徴収されない特定口座(簡易申告口座)及び一般口座での取引に係る所得については申告不要とすることはできません。
- ・上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等について申告不要制度を選択したことにより、医療費控除等の一部控除について所得税における控除額と市民税・県民税における控除額に差異が生じる場合があります。
- ・ふるさと納税のワンストップ特例を申告されている方が、市民税・県民税申告書を提出されますと、申告特例控除額(所得税の控除相当額)が適用できなくなり、確定申告書の提出が必要となる場合があります。
- ・上記8記載欄の記載により、所得税と異なる損益通算、繰越控除を行う場合は翌年度以降の申告の際に、繰越金額が必要となりますので、控え用にごコピーをお取りください。(繰越控除は、翌年以降に繰り越す金額がある場合、翌年度以降3年間繰越控除を利用しない場合でも毎年申告書の提出が必要となります。)
- ・未公開株式に係る配当所得がある方は、上記記載欄6ではなく記載欄11に記載してください。
- ・特定口座ごとに取扱いを使い分けたい場合は、税務課市民税担当へお問合せください。

上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得以外の所得及び所得控除等については、所得税の確定申告書と同一の内容を記載した市民税・県民税申告書が提出されたものとして取り扱います。